

# 2 回目の検証にむけて 高浜市自治基本条例の概要



— 目 次 —

- 1. 自治基本条例ってなんだろう? . . . P 1
- 2. 各条文とポイントの紹介 . . . . . P 3
- 3. 高浜市自治基本条例検証について . . P11

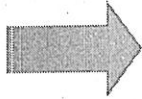
令和 2 年度  
高浜市総合政策グループ



# 1

## 自治基本条例ってなんだろう？

### (1) 自治基本条例ってなに？



## 自治 基本 条例

自ら治める 土台となる ルール  
ための

「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」  
「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、  
まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、  
高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めたルール（理念条例）です。

### (2) 自治基本条例の役割・意義は？

#### ① 「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにする

市民の想いを活かしたまちづくりを進めていくためには、「市民」「議会」「行政」が果たす役割を明らかにし、みんなで力を合わせていくことが大切です。

#### ② 高浜市独自の自治の仕組みを担保する

市民が主役のまちづくりを進めていくため、「住民自治」に関する制度・仕組み（例：まちづくり協議会、市政運営への各種参画制度）を担保しています。

#### ③ 高浜市の自治の仕組みを簡潔に示す

みんなで力を合わせてまちづくりをしていくために、「高浜市のまちづくりの基本的な仕組みはこうなっている」ということを、簡潔に示しています。

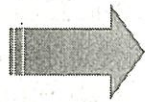
### 高浜市自治基本条例 策定のときは・・・

平成 21 年、第 6 次高浜市総合計画を考える「高浜市の未来を描く市民会議」（市民＋市職員＝150 人程）が発足し、その中の「自治基本条例分科会」メンバーで条例づくりにあたりました。

平成 22 年にはそのメンバーを中心に「自治基本条例広め隊」を結成し地域での条例(素案)の説明会や、パブリックコメント実施後、議会可決を経て平成 23 年 4 月から施行しました。



### (3) 高浜市の自治基本条例の特徴は？



#### みんなで作った わかりやすい条例

#### ① 「です・ます調」を採用

市民が、少しでも条例に親しみを持てるように、高浜市の条例としては初めての「です・ます調」にしました。

#### ② 絞り込んだ条文数

高浜市の自治の基本的な仕組みを整理し、誰にでもわかりやすくメニューのように示すため、細かい規定については自治基本条例の中に盛り込まず、条文数を絞り込みました。

#### ③ 市民の声を踏まえた条文づくり

策定時から、市民と意見交換を重ねて「まちづくりにあたってこんなルールがあったらいいな」という声を拾い出しながら、条例案を練り上げました。以下の項目は、そんな声を反映した、高浜市ならではの項目と言えます。

- ☆子どものまちづくりに参加する権利（第6条）
- ☆地域内分権の推進（第16条）
- ☆地域計画（第18条）
- ☆危機管理（第22条）
- ☆まちづくり協議会（第17条）
- ☆総合計画の策定等（第21条）

また、第1回目の検証の際も、パブリックコメント等を実施しました。

#### ④ 見直し、育む条例

「条例をついたら終わり」とせず、各条文がその時々々の社会情勢に合っているかどうかなどを、5年を超えない期間ごとに市民の意見を交えて検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。（第24条）

令和2年度は2回目の見直しの年にあたります。

### 平成27年度

#### はじめての検証結果は・・・

学識経験者、市民、副市長の7人から成る「自治基本条例検証委員会」により、行政の内部検証をもとに意見交換し市議会での検証結果(第9・10条)とあわせて「中間報告書」をまとめ、パブリックコメントを行いました。

結果として条文の修正の必要性は認められず、委員会からは、「条例の精神を広め条例の認知度を高めることを希望する」と市長に報告がなされました。





# 2

## 各条文とポイントの紹介

### ポイント

- ◇ 自治基本条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、「自分たちのまちを、自分たちでつくる」という、まちづくりの決意を表現しています。
- ◇ 通常の条例に「前文」が設けられることは、ほとんどありませんが、自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われることから、日本国憲法にならって、前文を設けています。

### 条文

#### — 前文 —

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

- ◇ 前文に掲げたまちづくりの決意を踏まえ、条例策定のねらいを簡潔に表現しています。

#### — 第1章 総則 —

##### (目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

- ◇ 自治基本条例の解釈にあたって、認識を共通にしておきたい用語の意味を定めています。

##### (用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。

- ◇ まちづくりには、様々な人・団体が力を合わせていくことが必要で



## 条文

## ポイント

- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

あるとの考えから、「市民」の範囲を単に「高浜市に住んでいる人」(住民)に限定せず、市民団体や企業、外国人も含め、幅広く捉えています。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

◇ 自治基本条例は「高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範」です。

◇ 他の条例や規則を制定する場合や、各種計画を策定・見直す場合は、自治基本条例の内容に合うように、整合をとっていかなければなりません。

### — 第2章 まちづくりの基本原則 —

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

◇ みんなで力を合わせて高浜市をつくっていくための基本原則を3つ掲げています。

◇ (1)参画の原則  
市民の想いを活かした市政運営を進めていくため、市政運営の様々な場面(例:事業等の立案・実施・評価)において、市民が参画できる機会を設けます。

◇ (2)協働の原則  
公共的な課題は、市民・議会・行政がそれぞれの持ち味を活かし、力を合わせて解決していきます。

◇ (3)情報共有の原則  
まちづくりは、まちの情報を知ること、課題を共有することから始まります。みんなで力を合わせてまちづくりを行うため、議会や行政は、まちづくりに関する情報をわかりやすく、積極的に発信していきます。また、市民同士がお互いにコミュニケーションをとりながら、情報交換を活発にしていこうとも大切です。



ポイント

条文

— 第3章 まちづくりの担い手 —  
第1節 市民

(市民の権利)

◇ 市民は、自らの意思に基づいて、様々な形でまちづくりに関わることができます。

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

◇ 子どもの頃から、地域の課題や将来について関心を高めていくことが、次の時代を担う人材育成につながると考え、この条文を設けています。

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

◇ 子どものまちづくりへの参加には、例えば、子どもの事業に関することについて、大人たちだけで決めてしまうのではなく、子どもが意見を言える機会をつくり、取り入れていくことなどがあります。

(市民の役割と責務)

◇ 「第5条 市民の権利」と表裏一体の関係にあります。

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

◇ 市民には、まちづくりに参画する努力が望まれること、また、参画にあたっては互いに認め合うこと、公共の視点を持ち、自身の発言や行動にも責任を持つことが大切です。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(事業者の役割と責務)

◇ 用語の定義では、事業者も「市民」の中に含まれますが、事業者は地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きいと考え、この条文を設けました。

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。



## 条文

## ポイント

### 第2節 議会

#### (議会の役割と責務)

- 第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。
- 2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。
- 3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。
- 4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

- ◇ 地方分権の進展により、自治体の役割が拡大する中で、市民の意思を反映した市政運営を行うためには、市政運営の監視・けん制機能にとどまらず、政策論議や立法活動(条例の提案)も求められています。
- ◇ 「別に条例で定めます」とは「議会基本条例」(平成23年4月施行)を指します。

#### (議員の役割と責務)

- 第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。
- 2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

第9・10条は市議会において  
検証を行います。

- ◇ 議員は特定の地域や団体などの代表ではなく、市民の代表者として、市民全体のために公平・公正・誠実に職務を果たしていくことが求められています。

### 第3節 行政

#### (市長の役割と責務)

- 第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

- ◇ 市長は、市民の皆さんの信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営していく責務があります。

#### (職員の役割と責務)

- 第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。
- 2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

- ◇ 市民全体のために働くという意識を持つことが大切なのはもちろんのこと、地域社会の一員であることを自覚し、市民とともに自治を育み、まちづくりに取り組んでいくという姿勢も欠かせません。



## ポイント

◇ 「第4条 まちづくりの基本原則」の「参画の原則」に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を行うために、様々な参画制度を設けることとしています。

◇ 地方自治体の意思決定は「間接民主制」を基本としていますが、高浜市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限ってそれを補う一つの方法として「住民投票」制度を定めています。

◇ 「別に条例で定めます」とは「高浜市住民投票条例」(平成 14年改正)を指します。

◇ 公共は行政だけが担うものではなく、役割を分担しながらみんなで力を合わせていくことが大切です。

◇ 協働が実りある成果を生み出すためには、お互いに役割と責任を明らかにして目的を共有すること、自主性・自発性を尊重すること、信頼関係を築くことが大切です。

◇ 市民の意思に基づくまちづくりを行うためには、市政への市民参画も大切なことですが、市民に身近な課題は市民が考え、対応・解決をしていくという、地域の実情や実態に沿ったまちづくりをできるようにしていくことが重要です。

◇ 高浜市では、「地域内分権」の担い手としてのまちづくり協議会の活動を支援しています。

## 条文

### — 第4章 参画と協働 —

#### (参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

#### (住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

#### (協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

### — 第5章 地域自治 —

#### (地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。



## 条文

### (まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

## ポイント

◇ まちづくり協議会を条例に位置づけることにより、公共的団体として担保しています。

◇ 「別に条例で定めます」とは「まちづくり協議会条例」(平成27年4月施行)を指します。

### (地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

◇ 「地域計画」は、小学校区単位のまちづくりの目標や活動方針、取組内容等を長期的な視点で定めたもので、全小学校区でまちづくり協議会を中心に策定しており、定期的に計画の見直しも行われています。

◇ また、行政は、市政運営にあたり「地域計画」を地域の想いとして尊重する必要があります。

### (活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参加し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

◇ 地域の自治が活性化し、豊かになっていくことによって、高浜市全体の自治がたくましくなり、活力ある地域社会の実現につながっていきます。

◇ 町内会など、地縁でつながってきた団体や、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動団体も大切な担い手であり、市民も議会も行政も、その役割を認識し、お互いに守り、育てていくように努めていくことが大切です。



## ポイント

◇ 市政運営にあたっての基本姿勢として、「法令遵守」「情報公開・情報共有」「個人情報保護」「説明・応答責任」「財政運営」の5つを挙げています。

◇ 「総合計画」は、高浜市が行う全ての政策・施策・事業の根拠となる最上位の計画です。

◇ 現在は「第6次総合計画」を推進中です。市民とともに策定した計画を生きたものにしていくために、目標の達成状況や効果などを点検・検証、見直し・改善策を検討するといった、計画の進行管理も市民と共に行っています。

◇ 行政は市民の生命・財産等を守るために、危機管理体制の整備や未然防止対策を行うことが求められます。

## 条文

### — 第6章 市政運営 —

#### (市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

- (1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。
- (2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。
- (3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。
- (4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。
- (5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

#### (総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
- 3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

#### (危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

- 2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。



## 条文

## ポイント

◇ また、市民・事業者も「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、役割を分担して、危機や災害発生時の対応能力を高めていくことが大切です。

### （他の自治体等との連携と協力）

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

◇ 消防・救急、交通対策など、広域で対応した方がよい課題については、近隣自治体、あるいは国・県などと連携・協力して取り組んでいきます。

◇ 産業界や大学・研究所といった民間企業・機関、市外に住んでいる人（例：高浜市出身者、まちづくりの専門家）も、連携・協力のパートナーに含んでいます。

### — 第7章 条例の検証と見直し —

#### （条例の検証と見直し）

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

◇ 「条例をつくったら終わり」とせず、各条文がその時々<sup>（1）</sup>の社会情勢に合っているか、運用してみて不都合が生じていないか、高浜市にふさわしいものであり続けているかどうかを、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を交えて検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。



# 3

## 高浜市自治基本条例検証について

(1) 自治基本条例の各条文がいまの高浜市にとってふさわしいかどうかを検討します。

①行政は内部検証を行い、それをお示しして検証委員会からのご意見をいただきます。

※別途内部検証資料を作成します。

②行政内部の検証と委員会の検証結果、および議会での検証結果をあわせて公表し、意見募集を行い、最終的に条文変更の必要があるかないかを判断していきます。